十五	市町村長	市町村長	内閣総理大臣	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、住民票関係情報、介護保険関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
十六	市町村長	都道府県知事等	内閣総理大臣	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第十八条で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令によって行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの
十七	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	児童福祉法による保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの	児童福祉法第二十六条の二に規定する他の法令によって行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの	児童福祉法第二十六条の二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十六条の二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十条で定めるもの
十八	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事等	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第二十条で定めるもの	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの
十九	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事等	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの
二十	都道府県知事又は市町村長	市町村長	都道府県知事等	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は都道府県知事				
		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第二十二条で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下この条において「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって第二十二条で定めるもの				